

西坂税理士事務所だより

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

発行人 税理士 西坂竹美

ヒント ヒント

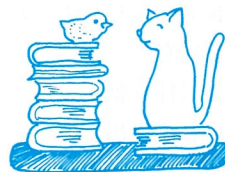
逃げ道を

業根譚には「悪者やへつらい者をなくすには、一筋の逃げ道を開けておく」、孫子には「包囲した敵軍には逃げ口を残しておけ」とあります。明治35年冬、陸軍の八甲田山雪中行軍の大遭難事件は、予想を超えた諸々の原因がありますが、より根本的な問題は軍隊が宿命的に持つメンツだったと思われま。成功させるために、冷静な判断を奪ってしまい、初めから自分の退路を断っていたのではないのでしょうか。退路を断って頑張ることも時には大切ですが、それにも限度があり、逃げ道は必要ときもあります。逃げ道は自分だけではなく、他人や敵についても考慮しなければなりません。大阪大学大学院教授湯浅邦弘(Fole)

ヒント ヒント

税務 ミニガイド

令和3年分の扶養控除等申告書について、令和2年分と比べて、改正後の「寡婦・ひとり親欄」への変更(寡婦・ひとり親に該当する事実の左記の内容欄への記載は不要となりました)、住民税に関する事項の「単身児童扶養者欄」の削除、「給与の支払者受付印」の削除が行われています。



志賀高原横手山(長野)

小川秀一/オアシス

給与所得者の 特定支出控除

□特定支出控除

給与所得者が特定支出をした場合、その年の特定支出の額の合計額が、その年中の給与所得控除額の2分の1を超えるときは、確定申告をすることによってその超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができ、これを給与所得者の特定支出控除といいます。

□特定支出

特定支出とは、給与所得者が支出する次に掲げる支出のうち一定のものをいいます。

- ① 通勤費
(一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出)
- ② 職務上の旅費
(勤務する場所を離れて職務を遂行するための直接必要な旅行のために通常必要な支出)
- ③ 転居費
(転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出)
- ④ 研修費
(職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出)
- ⑤ 資格取得費
(職務に直接必要な資格を取得するための支出)
- ⑥ 帰宅旅費
(単身赴任などの場合で、その者の勤務地または居所と自宅の間の旅行のために通常必要な支出)
- ⑦ 勤務必要経費
(次に掲げる支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者より証明がされたもの)
上限65万円
 - i 図書費(書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものを購入するための費用)
 - ii 衣服費(制服、事務服、作業服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための費用)



○歌舞伎には、市川團十郎は成田屋、尾上菊五郎は音羽屋、中村歌右衛門は成駒屋、中村勘九郎は中村屋、市川猿之助は澤瀉屋あまじかやというように、役者の名を言わず屋号で呼びます。これは、非人扱いだった役者が江戸期に、良民と認められ、尊敬され、名声が上がると、表通りに家を構えた、が、表通りは商家のみの規則。そこで、商家としての屋号を使うことになった。



- iii 交際費等(交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出)

□令和2年分の改正点

特定支出について、令和2年分から次の改正が行われています。

- ① 特定支出の範囲に職務上の旅費が追加されました。
- ② 帰宅旅費について、従来の「当該旅行に要する運賃および料金」に「当該旅行に要する自動車その他の交通用具の使用に係る燃料費および有料の道路の料金」が追加されました。
- ③ 帰宅旅費について、1月に4往復を超えた旅行を対象外とする制限が撤廃されました。

□支払者の証明等

特定支出については、いずれについても給与の支払者が証明したものに限られます。

また、給与の支払者から補てんされる部分があり、その補てんされる部分に所得税が課税されていないときは、その補てんされる部分および教育訓練給付金、母子(父子)家庭自立支援教育訓練給付金が支給される部分は特定支出から除かれます。

利子税、延滞税、還付加算金の割合引下げについて

日本銀行では、貸出金利等平均の引き下げ状況が次の様に報告されています。平成23.11から同24.10までの貸出約定金利(新規、短期)の平均は1.019%でしたが、直近平成30.9から令和元.8までの同様金利の平均が0.609%と約0.41%低下しています。この実態を踏まえて利子税、延滞税の割合が引下げられました。

1. 適用関係等 次に述べる2～4までの改正は、令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税、延滞税、及び還付加算金について適用されます。ただ、最終的に算出される利子税、延滞税等の割合が0%にならないよう下限0.1%が設けられています。なお、具体的な割合は、国内銀行の「貸出約定平均金利」と関連してきますので、その都度確認して下さい。

2. 利子税割合の引き下げ 利子税の割合は、

各年の「利子税特例基準割合」が年7.3%未満の場合には、その年中においては、次に掲げる利子税の区分に応じて各々に定める割合。

①相続税・贈与税に係る利子税は各々の利子税の割合に、その「利子税特例基準割合」が年7.3%に占める割合を乗じて得た割合。

②上記①以外の利子税は「利子税特例基準割合」で、各年の前々年の9月から前年の8月まで(改正前は同10月から同9月)の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の11月30日(改正前は12月15日)までに財務大臣が告示する割合(以下平均貸付割合)に年0.5%(改正前は年1%)の割合を加算した割合とされます。

3. 延滞税割合の引き下げ 令和元年分の延滞税は、原則その割合水準が維持されますが、納税の猶予等に該当する場合には、2の利子税と同様の考え方をとります。

4. 還付加算金割合の引き下げ この割合も2の利子税と同様で平均貸付割合に年0.5%(改正前は1%)の割合を加算した割合となります。

ナマの税務相談室

Q 未分割遺産が審判により分割されたケースの申告関係でお伺いいたしました。平成30年9月9日に相続が発生し、相続人は5人いますがそれぞれ家庭の事情を主張致し申告期限(平成31年7月9日)までに遺産分割協議が調わず、未分割のまま法定相続分により相続税の申告を提出しましたが、この度、家庭裁判所の審判によりその財産の配分分割が決定いたしました。

この審判の決定により財産(土地)を取得したことになりますが、当初申告に比して納める相続税が過大になる者と過少になる者が出ました。過少になる者が2人。この過大になる者は3人ですが、3人で共同に修正申告することは宜しいですか？

また、過少になる者は更生の請求をする必要がありますが、2人個々に各人で提出することで宜しいでしょうか。なお、小規模宅地につい

審判により分割された未分割遺産

て、特例の適用は、居住用宅地について被相続人と同居していた長男が適用されますか? 「申告期限後3年以内分割見込書」を提出し

てあります。

A いろいろご苦勞様でした。法定相続分に満たない財産を取得することになった2人の相続人は、家裁の審判が確定したことを知った日の翌日から4ヶ月以内に納税額の減額を求め更生の請求書を各人ごとに税務署長に提出して行います。

修正申告書は提出する相続人が複数いるときは、共同で提出することができます。(相法27条5項)特定居住用宅地の適用について所定の手続きをされていますので、相続税の申告期限までの居住継続の要件と保有継続の要件を充足することで特例の適用を受けることができます。なお、申告書の提出にあたり家庭裁判所の審判決定通知書謄本を提出する必要があります。

給付金をめぐる忌まわしい不正情報と税務

日 税連のHPでは、持続化給付金や家賃支援給付金の申請を有償で行えるのは行政書士のみ、税理士としては原則として無償でのサービスになる、としつつ、中小企業者への「電子申請が困難な者への申請サポートを通じた支援」を、と呼び掛けています。雇用調整助成金の有償申請は社会保険労務士のみですが、これについても、同じく支援を呼び掛けています。

東 京都などでは、円滑な申請と支給の為に、申請要件の充足、添付書類の確認等を税理士をはじめとする専門家が協力する事に期待を示してもいます。なお、東京都では、8,000円を上限として依頼された専門家に手数料を支払

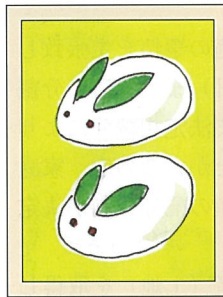
うことにしています。

そ んな中で、持続化給付金の申請で、過大な手数料を取っている税理士がいるとか、不正受給の為の条件づくりの手伝いを税理士がしているとか、の報道やネット情報を目にするところです。雇用関係での代理申請が出来る社会保険労務士についての不正受給関与に関しては、既に、厚労省から事務所名等の公表がなされています。

持 続化給付金については経済産業省は、受給要件を満たさないのに受給してしまった人への速やかな返還の申し出を呼び掛けています。不正受給を行った申請者は、給付金の全額と年3%の延滞金、2割の加算金を支払う義務を

負うほか、刑事罰が課せられます。すでに、逮捕者も出ており、梶山経産相は記者会見で、「中小企業庁が調査を始める前に自主的に返還すれば、延滞金、加算金は求めない」と、経済的なペナルティは科さないという形で、自主返納を促しています。

す でに受取った持続化給付金等の課税関係については国税庁のHPで、事業所得（事業所得者）、一時所得（給与所得者）、雑所得（雑所得者）に該当としています。受給要件不充足が原因での自主返納の場合、そもそもが不適法な収入になるわけですが、同じ事業年度内に返納が済んでいないと、法人の場合は収入年度の益金、返納年度の損金です。所得税の場合も、不適法な収入も課税なので、收受年の確定申告が必要で、その後、返納年で更正の請求をすることになります。



「河豚さしの花の大輪がし食ふ 占魚」

極寒2月。熱爛に河豚。

刺身は薄造り、透きとおった身を美しい赤絵の大皿に盛る。大阪では、たまに（偶に）当たるのでテッポウという。刺身はテッサ、ちり鍋はテッチリとなる。また、一番美味しい腹壁はトオトウミ（身皮は三河に近い）とも。シャレが好きです。

短い2月。春は間近です。立春3日、雨水18日。

世の中に失敗というものはない。チャレンジしているうちは失敗はない。あきらめた時が失敗である。

（稲森 和夫）

2月の税務メモ

（国税）

（地方税）

○贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)	10日	○1月分個人住民税特別徴収分の納付
○1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	16日より	
○所得税の確定申告、損失申告(2月16日より3月15日まで)	3月1日	○12月決算法人の確定申告
○12月決算法人の確定申告	々	○6月決算法人の中間(予定)申告
○6月決算法人の中間(予定)申告	(地方条例による)	○固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。